

府中市小中一貫教育推進指針

府中市教育委員会

はじめに

「府中市小中一貫教育構想図（平成17年度版）」に基づき、本市小中一貫教育に関する推進の指針を次のとおりとする。

1 府中市小中一貫教育の基本原則〔三つの目的〕

- (1) 生きる力の基礎基本を育てる。
- (2) 知・徳・体をバランスよく育てる。
- (3) すべての子の可能性を最大限に伸ばす。

2 府中市教職員5つの原則

- (1) 各中学校区（各学園）で9年間の連続性のある教育を展開する。
- (2) 小中学校の文化などの違いを理解する。
- (3) 9年間の一貫したカリキュラムを編成する。
- (4) 異年齢集団の活動に取り組む。
- (5) 教職員の教育力を高めるために指導内容や指導方法などの工夫改善を図る。

3 元気っ子プラン

- (1) PTAや地域と協力し、生活習慣の改善、学力向上に向けた取り組みなど、9年間を見据えて行う。
- (2) 地域・保護者・児童会・生徒会などと連携したあいさつ運動を展開する。
- (3) 学習に向かう構えづくり・規範意識の確立など、各中学校区（各学園）で9年間の一貫した取り組みとなるよう、計画的に教職員が集まり協議を重ねる。
- (4) 9年間を見通した「小中一貫教育カリキュラム」をもとに教育課程を編成し、実践を深める。
- (5) 体育大会や文化祭などの学校行事や授業を通して、計画的に異年齢交流を進める。
- (6) 小学校の外国語活動を中学校英語教師が継続的に行うなど、異校種への乗り入れを進める。
- (7) 小学生が中学校生活を体験できるよう、オープンスクールや部活動体験などを行う。
- (8) 児童生徒の既有知識に働きかけ、付けたい力を確実に付ける授業を行い、その授業評価を行う。

4 小中一貫教育推進体制の確立

- (1) 中学校区単位で、校区の愛称やシンボルマークを用いて、校区内小中学校の一体感を高める。（本市では、中学校区内の小中学校を総称して「学園」と呼称する。）
- (2) 各学園においては、教科学習、生徒指導、学校行事などについて9年間の達成目標を立て、小中学校が協力して取り組むための体制を確立する。
- (3) 小中一貫教育を推進するための組織の長を中学校長が務め、本市では「学園長」と呼称する。学園長は、学園における小中一貫教育の研究推進について統括する。
- (4) 小中一貫教育に関する授業づくりの拠点として「府中市小中一貫教育推進会議」を位置付け、府中市がめざす授業づくりを協議し、モデルを示す。また、各学園の教職員は、本会議の協議内容を踏まえて学園内及び自校の授業改善に努める。
- (5) 各学園は、小中一貫教育推進のための事務局を組織して研究を行い、その取り組みの成果を市内全体で協議・検証するとともに、小中一貫教育研究大会の公開を通して、本市の小中一貫教育の推進に資する。

附 則

この指針は、平成24年4月1日から施行する。